

令和 8 年度診療報酬改定後の外来・在宅 ベースアップ評価料

社 会 保 険 部

前月号でも触れましたが、令和 8 年度診療報酬改定後の外来・在宅ベースアップ評価料（以下、B U 評価料）は、①賃上げ対象となる職員の拡大、②令和 8 年度と令和 9 年度において段階的な評価となる等、保険医療機関等に勤務する幅広い職員の人材確保と賃上げを実施するための措置が取られております。

◎算定にあたって（施設基準の届出）

令和 8 年 6 月以降に B U 評価料を算定するには、施設基準の届出が必要です。届出はいつでも可能ですので、まだ届出いただいていない先生方におかれましても、これを機にぜひ届出・算定をご検討ください。

◎B U 評価料（I）はア．令和 7 年度以前から同評価料を算定している医療機関と、イ．令和 8 年度より賃上げを行う医療機関とでは算定できる点数が異なります。

ア．令和 7 年度以前から算定

	令和 8 年 6 月～	令和 9 年 6 月～
初 診 時	23 点	40 点
再診時等	6 点	10 点

イ．令和 8 年度より賃上げ

	令和 8 年 6 月～	令和 9 年 6 月～
初 診 時	17 点	34 点
再診時等	4 点	8 点

※令和 7 年度以前からの賃上げの取り組みに対して、令和 8 年度 B U 評価料に、令和 6 年度 B U 評価料を上乘せ評価する仕組みです。（R 6：初診時 6 点、再診時 2 点）

また、これまで B U 評価料を算定しておらず、令和 8 年度に初めて届出を行う保険医療機関であっても、令和 6 年 3 月時点と比較して 5.5%（看護補助者、事務職員は 8%）に相当する水準以上の賃金改善を行った保険医療機関であれば、令和 7 年度以前から同評価料を算定している医療機関と同じ点数の算定が可能です。

◎賃金改善の開始

原則として算定開始月から賃金改善を実施し、算定する月においては継続する必要があります。やむを得ない理由がある場合のみ、年度末までに算定開始月まで遡及しての賃金改善を実施する場合に限っては認められますが、基本的には算定開始月と賃金改善は同月より開始することになります。

◎B U 評価料の報告（中間報告・実績報告）

今回の改定により、算定する年度の 8 月に中間報告書が新たに提出を求められることとなります。そのため、令和 8 年 3 月以前より算定を行っている医療機関では、令和 8 年 8 月に以下 2 点の報告書の提出が必要です。

1. 令和 7 年度の賃金改善実績報告書（旧様式）
2. 令和 8 年度の賃金改善中間報告書（令和 8 年 6 月～7 月の収入実績を報告します）

また、令和9年8月と令和10年8月には、それぞれ以下のような報告が必要です。

令和9年8月：令和8年度分の実績報告書、令和9年度算定分の中間報告書

令和10年8月：令和9年度分の実績報告書、令和10年度算定分の中間報告書

- ・BU評価料の実績報告書について、令和7年度分の実績報告書と令和8年度分の実績報告書（兼 中間報告書）では様式が異なりますので、提出の際にはご注意ください。
- ・賃金改善中間報告書と賃金改善実績報告書に記載するBU評価料等による収入の実績では、上乗せ評価された点数分の収入は除いて、令和8年度改定における点数分の収入のみが実績額とされます。そのため、令和8年度では初診時17点分、再診時等4点分にて計算します。
- ・令和8年4月、5月分の実績報告は不要です。ただし、BU評価料の算定に係る書類等は算定した年度の終了後3年間は保管が必要です。該当する資料は適切に保管願います。

◎BU評価料による収入額の繰り越し

令和8年度及び令和9年度において段階的にBU評価料により得られる収入を引き上げる措置が講じられるため、令和8年6月から令和9年5月までに同評価料で得られた収入については、原則として、令和9年5月までの賃金改善に用いる必要があります。これは、令和9年度においても同様となります。ただし、これまでの患者数に基づいて収入と賃金改善額を見積もったにもかかわらず、患者数等の変動でやむを得ず残余が生じた場合には、該当する年度の実績報告書を提出する8月までの賃金改善分に充当し、その充当分を含めて報告書を作成することでも差し支えないとされます。

国の通知等では、賃上げ目標として、令和8年度と令和9年度にそれぞれ3.2%（看護補助者・事務職員は5.7%）が記載されますが、この数値を満たさなくてもBU評価料は算定できます。目標値に届かない場合のペナルティーはありません。本評価料を算定する上で絶対に外せないことは、BU評価料によって得られた収入は、全て、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ、及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に用いることになります。

また、同評価料による収入が賃金改善に用いた額を上回っている場合、基本的には毎月の基本給又は手当の引上げを追加で行うこととなりますが、これらが困難な場合に限って、賞与における手当の支給等の対応が認められます。なお、本来、毎月支払われるべき賃金改善相当額を賞与支給時だけで一括して支払う方法は賃金改善とは見なされません。

令和8年度診療報酬改定後のBU評価料は、賃金改善計画書の作成が不要となる等、届出にかかる医療機関の事務負担を軽減した形となりますが、各医療機関において、この先どのくらいの患者数が見込まれるか等の予測建てを行い、どのくらいの水準で賃金改善を実施できるかの計算が必要となることに変わりありません。本年6月より算定を開始されている医療機関においては、すでに賃金改善後の給与の支払いが行われており、このあたりの計算もされているかと思いますが、前述のように収入額に残余が生じた場合は追加の対応が必要になりますので、自院におけるBU評価料の収入額と賃金改善後の支出額のチェックを定期的に行っていただくようお願いしたいと思います。

【参 考】

○厚生労働省ホームページ 令和8年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

○厚生労働省ホームページ ベースアップ評価料等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

○日本医師会（会員限定メンバーズルーム） 診療報酬改定に関する情報＜令和8年度＞

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/r08kaitei/index.html>

・会員専用ページのためログインが必要です。